

検体採取等に関する厚生労働省指定講習会実施要領

1 目的

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の一部が改正され、平成27年4月1日から、臨床検査技師の業務範囲に一定の検体採取が追加されることとなります。

また、今後、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）の一部を改正し、平成27年4月1日から、臨床検査技師の業務である生理学的検査に嗅覚検査及び味覚検査を追加される予定です。

このような業務範囲の拡大に伴い、平成27年4月1日の時点で既に臨床検査技師免許を取得している者等については、「厚生労働大臣が指定する研修」を受講することが義務付けられます。

この「厚生労働大臣が指定する研修」として、今後、厚生労働省告示において、当会が実施する研修を指定する旨、平成26年10月31日付け厚生労働省医政局医事課長事務連絡が発出されました。

このことから、日臨技としては4年間で全ての受講予定者について受講できる体制整備を行うものである。

2 指定講習会の主催・共催等（予定）

- 1) 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が主催する。
- 2) 一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会が共催する。
- 3) 公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本看護協会、一般社団法人日本臨床検査医学会、日本臨床専門医会、チーム医療推進協議会が後援する。

3 受講資格者等

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第32条第1項において、臨床検査技師の免許を受けたものが検体採取を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないと規定されおり、初年2万人、2年目1万人、3年目1万人、4年目1万人の受講者を目標に、最終的には5万人の受講者を目指すものとする。

4 指定講習会の開催場所及び規模等

開催場所は厚生労働省の地方厚生局所在地の北海道（札幌）、東北（仙台）、関東（東京）、東海（名古屋）、近畿（大阪）、中国（広島）、四国支局（高松）九州（福岡）、沖縄分室（那覇）での開催を基本として、その他の場所での開催については、厚生労働省と協議のうえ、可能な場合は随時追加する。

なお、講習会の開催日、開催規模については、別途ホームページに掲載するが、平成 27 年 1 月～平成 28 年 1 月(初回)の開催場所、規模等については、別添 2 を予定している。

5 指定講習カリキュラム及びテキスト

- 1) 別添 1「検体採取等に関する厚生労働省指定講習会カリキュラム」による。
- 2) 指定講習会のテキストについては、全講習会で原則、同一のテキストを使用し、次により実施するものとする。
 - ① 開講挨拶・・・日臨技会長挨拶(ビデオ講習)
 - ② 臨技法の法的知識及びその責任範囲、医療倫理(ビデオ講習)
 - ③ 検体採取、味覚検査、嗅覚検査関係の講習については、汎用性のある同一のテキストに基づく講義し、適宜講師により追加説明等を行うものとする。

6 受講料

会員は 10,000 円(非会員で受講申込時会員登録される方を含む)、非会員 30,000 とする。

7 受講修了証の交付

指定講習会の全日程を履修した者には、厚生労働省医政局長と日臨技会長の連名で「修了証書」を交付する。

8 受講手続き等

日臨技ホームページのトップページに「検体採取等に関する厚生労働省指定講習会」の専用バナーを貼り、指定講習会の開催日、場所、申し込み情報等を提供し、会員、非会員を問わず、指定講習会の申し込みから受講票の発行等まで一連で管理する。